

## ミリンダパンハーにおける心所法について

玉井 威

パーリ上座部所伝のミリンダパンハーには、様々なテーマが扱われているが、ここでは本書に見られる心所法について、一般的・概説的な考察を試みることにしたい。<sup>①</sup>

心所の原語はパーリ語では *cetasika* であり、梵語では *caissika* または *caitta* とされるものであるが、それらはもともと「心の」とか、「心に属する」という意味の形容詞であって、そういうものはすでにニカーヤの中にも、随所に散見せられるものである。例えば、身の楽 (*kāyika sukha*) に対して、心の楽 (*cetasika sukha*) と言うが如きである。しかし萌芽的な意味での心所の語もニカーヤ中に見られないこともないが、それは心心所説として意識的に述べられたものではない。<sup>②</sup> いわゆる心所として用いられたのは、パーリニカーヤでは小部 (*Khuddakanikāya*) 中の無碍解道 (*Paṭisambhidamaggā*) 及び義釈 (*Niddesa*) に始まるとされている。<sup>③</sup> そこで (*cetasika*) と複数の形で示され、心心所法 (*cittacetasika dhammā*) と熟字せられるものであった。

先の二書はニカーヤ(経)と阿毘達磨(論)との中間的存在と考えられているものであるが、論と註釈書との

中間にその成立年代が考えられている本書では、心所あるいは心所としての役割である相応の思想はどのようであったであろうか。

まず、心所の語からみていくことにする。本書では、第一部の第二章第八問に、名と色とを定義する際に心所の語が出てくる。即ち色は粗なるもの (ojarika) であり、名は細なる心心所法 (sukhuma cittacetasika dhamma) であるという。<sup>(5)</sup> ニカーヤでは、色と名は次の如く定義される。即ち、「受・想・思・触・作意これを名といい、四大種及び四大種所造の色これを色という」と。<sup>(6)</sup> このように、ニカーヤでは名を心心所法の呼称で呼ぶことは未だなされてはいない。それに代わる触・受・想・思・作意は、後のパーリ阿毘達磨では、共一切心心所 (sabbacittasādharaṇa cetasika) の中に摂せられることになるもので、一切の心に共通して存する心所とされる。一方、阿毘達磨になつて五蘊の体系が成立すると、名は受・想・行・識の四無色蘊に配当せられるようになった。四無色蘊中、受・想・行は心所法とされ、識は心法とされた。本書の定義は、この様に、阿毘達磨的な教義の展開の上にあることは明らかであろう。また、色が鹿であり、名が細とは、後述するように、心心所法が色に較べて、その相が微細であるからであろう。<sup>(7)</sup>

心所法の語は、更に第三部第七章第一六問においても見られる。即ち、世尊によつて、

一境に対して転じつつあるところの、これらの非色の心心所法の区別確定 (varāthana) が説かれた。これは触、これは受、これは想、これは思、これは心であると。<sup>(8)</sup>

この様になし難きことがなされたという。この中で、触・受・想・思の四法が心所法であり、心の一法が心法

であることは言うまでもないが、ニカーヤで名とせられたものが、ここでは心所とせられるようになったことがわかる。なおこの一節は、心心所法の不可分離なることの例として註釈書類に引用されている。<sup>(9)</sup>

トレンクナー本には、このほかには見あたらぬようであるが、シヤム本には、更に、念の相を述べる中で、三十七道品、止・観・明解脱と列挙した後で、「これらは心所法である」という一文を加えている。<sup>(10)</sup>これは漢訳にも見あたらぬから、後代の付加と考えてよいであろう。

以上、心所の語は、これだけであるが、本書には、このほかにも心所の語はないが、色々と心所法を列挙している箇所がある。即ち、vedagāの不可得を説明する中で、眼と色とによつて眼識乃至意と法とによつて意識が生ずる時、触・受・想・思・一境性・命根・作意の七法が俱生している、とするのである。<sup>(11)</sup>これら七法は前述の如くパーリ仏教では共一切心所とされるもので、有部で言えば大地法に相当するものである。この七法を共一切心所として立てるのはパーリ仏教だけであり、また命根を心所としてたてるのもパーリ仏教特有である。他部派では多くこれを心不相応行としている。従つて、この部分は後にパーリ仏教内で、改変されたとみなされている。<sup>(12)</sup>シヤム本では、このところは受・想・思・触・作意の五法のみをあげている。<sup>(13)</sup>この五法は瑜伽行派で説くところの遍行 (sarvatraga) の心所法と一致している。

漢訳は次の如くである。

人從眼見色神動。神動即生苦樂。意念合耳鼻口身意皆同合為意有所念神動。神動即生苦樂從苦樂生意從〔意〕

生念展轉相成……<sup>(14)</sup>

さて、これをパーリ文と比較してみると、「神動」というのが *vinhanam uppajati* (識生ず) にあたり、「苦楽」が *vedanā* (受) の訳語であることは他の訳例から明らかであるが、次の「意念合」が不明白である。パーリ文に強いてあわせれば、「意」「念」「合」はそれぞれ、*sañña* (想)・*cetanā* (思)・*phassa* (触) に相当する如くである。<sup>16</sup>すると右の漢訳は「神動けば、即ち苦楽・意・念・合を生ず」と読めて、触・受・想・思の俱生することとがわかるわけであるが、或は「意念合す」と合を動詞に読んで、相応しているとも解せられる。<sup>17</sup>いずれにしても諸法の相応俱起を示すものであることに違いない。しかし後の「神動即生苦楽従苦楽生意従〔意〕生念」の文は、ニカーヤ、阿含における根・境・識(触) ↓ 受 ↓ 想 ↓ 思 という心の経過と一致する。このような一心作用ずつの心識の経過はパーリ・ニカーヤのすべてと、有部の漢訳雜阿含の大部分に見られるもので、これはニカーヤ・阿含時代の特徴である。ところが、阿毘達磨時代になって、心がその主体と作用状態等の属性とに分けて考察されるようになり、いわば具体的な心は、心心所の相応したものとされるようになった。<sup>18</sup>つまり、心識の経過は受 ↓ 想 ↓ 思 という一心作用ずつの継起説から俱生説へと変化してきているのである。<sup>19</sup>従って、漢訳のそれは、後の部分において見る限り、受・想等の一心作用ずつの継起を示している点で、パーリ文の俱生説よりも、古い型を示していることができる。

また、別の箇所でも、意識と諸心所との相応関係を説くところがある。即ち、意識が生ずる時には、そこに触・受・想・思・尋・伺の六法が生じ、触を始めとする一切の諸法がそこに生ずると説いている。<sup>20</sup>この中で、触乃至思の四法は共一切心心所として七法中に入っていたように、一切心と必ず相応俱起するものであるが、尋・伺

の二法は、パーリ仏教によれば、雜 (Pakinnaka) 心所に撰せられるもので、一切心と相応俱起する訳ではない。そこで、尋・伺と諸識間の相応関係を調べてみると、尋・伺は前五識とは決して相応することはなく、意識とのみ相応すると説かれる。しかも、意識に対して、尋は第二禪以上、伺は第三禪以上 (パーリ仏教における五種禪説) の諸心とは相応しないとされている。シャム本では、このところは眼識と触等の六法及び作意との相応関係が説かれている。<sup>(21)</sup>すると、眼識と尋・伺とが相応すると理解される訳で、この点はパーリ仏教的ではない。ところが、有部は前五識にも尋・伺が存することを認める。有部によれば、前五識が無分別と称せられるのは、前五識には計度分別と随念分別の二つがないからであって、自性分別は前五識にも存するから、この自性分別の故に、前五識にも尋・伺があるとするのである。<sup>(22)</sup>従って、シャム本の説は有部説に近いと言える。<sup>(23)</sup>

更に、第三章の章外にある問で、次の様に説かれている。

これら諸法の合一しているのを、いちいち分解して、「これは触である」「これは受である」「これは想である」「これは思である」「これは識である」「これは尋である」「これは伺である」と言つて、それらの別異を知らせることはできない。<sup>(24)</sup>

ここに取りあげられた心所は、前にあげたものと同じであり、識の一法を加えて七法が合一して、いちいち分解してそれらの別異を知らしめることができないというのも、前述の世尊によってなし難きことがなされたことの間と趣旨である。<sup>(25)</sup>ただここでは、心心所の関係を一層明瞭に知ることができる。つまり、心心所は不可分離的にあるということである。

このような考え方の淵源は、既にニカーヤ阿含の中に存する。中部四三經の Mahavedalla Sutta には、

尊者よ、かの受とかの想とかの識とのこれら諸法は結合して別々ではない。また、これら諸法をいちいち分解して、その差別を知らしめることはできない。<sup>(26)</sup>

とあって、本書のはこれに基づいていることがわかる。また、このような考え方は、後の清浄道論等にも引き継がれている。<sup>(27)</sup>

一方、北伝の諸論書にも、この様な考え方が引き継がれている。例えば、俱舍論に、

諸々の心心所の差別は微細なものである。それは相統 (pravata) の上においてさえも、分別し難いのであるから、まして「一一の」刹那において「それを分別することは難しい」<sup>(28)</sup>、

と説かれているのがそれである。

このほか本書では、慧と作意の区別が述べられたり、慧以外の善法として、戒・信・精進・念・定の五法があげられたりしている。

以上、本書に説かれている心所法を概説してきたのであるが、それらの心所法を重複を除いて全て数えあげるならば、(1)触(2)受(3)想(4)思(5)心一境性(6)命根(7)作意(8)尋(9)伺(10)精進(11)信(12)念(13)慧の十三種となる。ところが、水野弘元博士によれば、<sup>(29)</sup> 本書より以前の成立である法集論 (Dhammasangani) には心所は四十種あるとされ、また論事 (Kahavathu) には十八種数えられている。これらに較べると、本書の十三種ははるかに少ない。しかし、本書の成立時代から考えると、この十三種以外の心所が知られていなかったとは考え難い。むしろ、法集論等よ

り進んだ点が見られる。例えば、後に共一切心所と呼ばれるものが、六識相應の七法として説かれていたり、心所法の定義説明が、相 (lakṣhana) によるものであったりするのは、法集論等の阿毘達磨より進んだものであり、註釈書時代に至る中間のものであることがわかる。<sup>(30)</sup> もっとも、共一切心所にあたる七法は漢訳には説かれていないし、そのほか漢訳はパーリ文に較べ、いずれも簡略になっているから、本書の成立時に心所法論がどの程度発達していたかは判然としない。ただ言えることは、王とナーガセーナとの対話という本書の性格からみて、そもそも本書では、心所法を全面的に列挙しようとする意図はなかったと言えよう。<sup>(31)</sup>

#### 略語表

- AK Abhidharmakośa (ed. by Pradhan)  
Asl Athasālinī (PTS)  
D Dīghanikāya (PTS)  
DA Dīghanikāya-Aṭṭhakathā (PTS)  
Dhs Dhammasaṅgaṇī (PTS)  
M Majjhimanikāya (PTS)  
A Majjhimanikāya-Aṭṭhakathā (PTS)  
Miln Milindapañhā (PTS)

PTS Pali Text Society

S Samyuttanikāya (PTS)

SA Samyuttanikāya-Atthakatha (PTS)

Vism Visuddhimagga (PTS)

シヤム本 タイ王室版 Milindapañhā

トレンクナー本 Milindapañho (ed. by Trenckner)

大正 大正大藏経

註

(1) 個々の心所法のうち、触 (phassa) と念 (sañ) 慧 (paññā) については、拙稿「シリンドラパンハーにおける慧について」(「同朋仏教」第二十・二二合併号)と、拙稿「シリンドラパンハーにおける心所(触と念)について」(「名古屋教学」第六・七合併号)を参照のこと。

(2) 例えば、長部一の堅国経に、cetasika が citta, vitakka, vicārita と共に用いられた例が存するが、心所法の心所とは幾分異なるようである (D.I. pp. 213-4)。<sup>1)</sup> 註に於れば、cetasika は somanassa-domanassa を意味するとしよう (D.A.I. p. 389)。相当漢訳には、cetasika に相当する言葉は出てこない。Kathavatthu (p. 339) はこのところを心所法存在の経証としている。その他の例について、詳しくは、水野弘元「パーリ仏教を中心にした佛教の心識論」山喜房仏書林、昭和三九年、二二五―二二〇頁参照。

- (3) 水野弘元、前掲書二二〇頁。
- (4) 水野弘元、前掲書二四頁。cf. Mrs. Rhys Davids: *The Milinda Questions*, p. 64.
- (5) *Mih.* p. 49.
- (6) *S.* II. pp. 3-4, *M.* I. p. 59.
- (7) 色法自体も粗と細とに分けられる (*Dhs.* 889-892)。  
なお漢訳では、「今見在為身、心所念者為名」(大正三・七一b)とあり、「心所念者」が心心所法にあたるようである。
- (8) *Mih.* p. 87. 漢訳には心心所法に相当する語はなく、パーリ文とは幾分異った説き方をしている。即ち、「仏所作甚難佛所知甚妙。：仏能知人腹中目所不見事悉能解之。能解目事能解耳事。能解鼻事能解口事。能解身事能解販事。能解所念事能解神事。」(七〇三a、A本) B本(七一八c)によれば、「販事」は「敗事」となっており、その次に「疑事」が新たに加わる。この中で「販事」以下の文意が不明瞭であるが、「身事」までは前五識による認識を言うようである。manasを「念」と訳した個所があり(七二二a)、また意の対境であるdhammaを「所念」とした訳例(七二二c)からすれば、「所念事」は法事となる。また「所念」をcetanaの訳語とした場合もある(七二二c)。「神事」については、「神」をvinnanaの訳とした例(七一b、七二二a)があるから識事となる。
- (9) *Vism.* p. 438, *Asl.* p. 142, *MA* II. p. 344, *SA.* II. p. 294.
- (10) シヤム本五三頁。
- (11) *Mih.* pp. 56-7.
- (12) 水野弘元「ミリンダ問経類について」(駒沢大学研究紀要)第17号) 四四頁。
- (13) シヤム本七九頁。
- (14) 大正三・七一三a。
- (15) 神がvinnanaにあたることは註7で述べた通りである。苦楽がvedanaの訳の例として713b、696a、706a参照。
- (16) 勝又俊教「ミリンダパンハーにおける心理学説の特異性」(印度学佛教学研究)第五卷第一号) 七〇頁参照。phassaを「合」

とする訳例は、七二二b・cにある。

- (17) 国訳は「意念合す」と読んでいる(国訳一切経論集部二二三五頁)。
- (18) 雑阿合には俱生説が見られる。「縁眼色生眼識三事 and 合触俱生受想思」(大正二・七二c、同八七c)。
- (19) 水野弘元、前掲書 三二頁。
- (20) Min. p. 60.
- (21) シヤム本八三頁。
- (22) 俱舍論卷一(大正二九・八b)。
- (23) 漢訳は次の如くである。「人目生時与苦樂俱生不」という王の問いに対して、那先は「目与苦樂俱生皆根從合生」と答えている(大正三三・七二二b)。
- (24) Min. pp. 63-4. この部分の漢訳は次の如くである。「一合不可別也。是為苦樂是為智是為動是為念」(七一四a)。
- (25) Min. p. 87.
- (26) M. I. p. 293. 相当漢訳は「覚想思此三此合不別。此三法不可別施設」(大正一・七九一b)。
- (27) Vism. p. 438. 「これ想なり、これ識なり、これ慧なりと分解して種々性は得られない。微細にして見難い」とあって、ここでは Min. p. 87(一)文を引用している(註&参照)。cf. Asl. p. 142.
- (28) Ak. p. 54. 俱舍論卷四(大正二九・一九a)。その外にも、入阿毘達磨論卷上では「諸心所法行相微細、一一相統分別尚難、況一刹那」(大正二八・九八四b)とある。
- (29) 水野弘元、前掲書 二五九頁―二六〇頁。
- (30) 水野弘元、前掲書 二六一頁。
- (31) 勝又俊教「ミリンダパンハーにおける心理学説の特異性」(印度学仏教学研究 第五卷第一号) 七二頁参照。  
(本学教授・仏教学)